



調査拒否など統計行政をめぐる諸課題について

茨城県統計課普及情報グループ 吉澤知丈

1 統計改革の現状

統計法は昭和22年に制定されたが、近年における第三次産業の拡大等による産業構造の変化や、プライバシー意識の高まり、さらには情報処理技術の飛躍的な進展に伴う統計に対するニーズの高度化・多様化に対応するため、「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」への転換をスローガンに、60年ぶりに全面改正され、平成19年に新たな統計法が制定された。

統計法の全面改正からさらに10年が経過した現在、統計行政は新たな転換期を迎えようとしており、統計改革推進の議論が活発になっている。発端は平成27年10月28日に開催された政府の諮問機関「経済財政諮問会議」における麻生財務大臣の「経済情勢を的確に把握するために、GDPを推計するもととなる基礎統計の充実が必要ではないか」との発言であり、この問題提起を契機に、経済統計を中心とした統計の改善が議論の俎上に

上がった。平成28年12月21日に開催された経済財政諮問会議では「統計改革の基本方針」が決定され、それを受けて設置された「統計改革推進会議」（平成29年1月24日設置）において、各種検討項目を今後検討し、とりまとめ結果を夏に閣議決定予定の経済財政運営の指針「骨太の方針」に盛り込むこととされた。

統計改革推進会議の検討項目の大きな柱の一つに「統計行政部門の構造的課題への対応」がある。政府の各省庁はもちろんのこと、地方統計機構である県や市町村においても、厳しい財政状況のもと、統計に十分な予算・人員をあてる余裕がなくなってきており、構造的課題とは、これらの問題を指すものと思われる。

一方で、統計調査の最前線である統計調査員の声として、調査拒否が増えつつあるということが統計調査の構造的課題としてあると思われる。

経済財政諮問会議（H28.12.21）

「統計改革の基本方針」の決定（主な取組内容）

○正確な景気判断のためのGDP統計を軸とした経済統計の改善

○統計委員会・統計行政部門の強化

○公的統計整備に関する基本的な計画の前倒し決定

・H30年度までの計画期間であるがH29年度内に改定。

○統計改革推進会議の設置

＜検討項目＞

・EBPM（証拠に基づく政策立案）推進体制の構築

・生産面を中心に見直したGDP統計への整備

・GDP統計の精度向上等経済統計の改善

・統計システムの再構築

・統計行政部門の構造的課題への対応（人員・予算・人材育成等）

■統計の窓

2 調査拒否について

統計調査員による統計調査は、調査票の回収率が高く、精度が高いなど極めて有効な調査方法とされているが、統計調査員の声として、世帯を対象とした統計調査においては、プライバシー意識の高まりや居住形態の多様化（単身世帯や昼間不在世帯の増加）により、調査拒否や調査対象への接触が困難な事例が増えているといわれている。また、事業所を対象にした統計調査では、情報管理意識の高まり、企業形態の多様化、外観からは捕捉困難な事業所の増加等により、統計調査の円滑な実施が難しくなっているという現状がある。茨城県統計課内で調査拒否事案に係る課題をとりまとめたところ、下表のようになった。回収率の低下は、統計調査の精度低下につながりかねず、行政の政策立案や民間企業の意思決定に悪影響を及ぼす懸念がある。

3 県の対応

県では、統計の重要性を伝えるため、新聞やラジオ、刊行物やSNSなどを活用して、統計の重要性を伝えるためのPR活動を展開している。

また、統計調査員の調査技術向上を図るため、研修会を開催（年2回開催）し、ベテラン調査員による講話、グループ討議などを実施するほか、統計調査が終了する都度、事後報告会を開催し、県・市町村職員・統計調査員の参加の元に、調査における反省や課題を共有している。

これらの取組みは引き続き実施するべきものではあるが、これだけでは回収率を上昇させる決め手を欠く。統計改革推進会議では、調査拒否が増加傾向にあるという現状を把握するとともに、地方統計機構の意見を取り入れながら、統計行政部門の構造的課題を解決する糸口について探っていたきたいと考えている。

統計調査員による統計調査における主な調査拒否・接触困難事例（茨城県統計課調べ）

個人・世帯	企業・事業所
<ul style="list-style-type: none"> ・未記入項目が以前より増加。 ・個人情報（給与等）は記入できないと拒否。 ・オートロックマンションでは世帯の人と会えない。 ・単身世帯は在宅時間が把握しづらく、世帯の人と会えない。 ・一定期間、継続して調査票に記入するため、負担が大きい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・負担が大きい、時間がないといった理由での拒否。 ・少数で営業している事業所では、不在が多く、接触困難。 ・情報漏えいを懸念。 ・事業所と自宅が別な場合や、複数事業所を経営している場合、経営者の所在が掴めない。 ・「本店と支店の経理が区分されていない」などの理由で拒否。
<p>【共通の課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査員のなり手が不足しており、調査員の確保が困難。 ・調査員の高齢化が進んでおり、将来、調査員による調査票の配付・回収が困難になる。 ・インターネットを活用したオンライン回答の導入が本格化しており、調査員のICTに関する知識や技術の向上が必要。 ・調査項目に個人情報を多く含むため、調査員にとってプレッシャーになり、調査票の記載内容の確認をためらう事例がある。 	